

笠間市告示第402号

令和6年第3回笠間市議会定例会を、次のとおり招集する。

令和6年8月23日

笠間市長 山口 伸 樹

1 期 日 令和6年8月30日（金）

2 場 所 笠間市議会議場

令和 6 年第 3 回笠間市議会定例会会期日程

月 日	曜 日	会 議 名	議 事
8 月 3 0 日	金	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 請願・陳情（付託） 議案上程・提案理由説明 質疑・討論・採決（議案の一部） 〔一般質問通告締切（午前中）〕 〔議案質疑通告締切（午後 5 時）〕
8 月 3 1 日	土	休 会	
9 月 1 日	日	休 会	
9 月 2 日	月	休 会	議案調査
9 月 3 日	火	本会議	会議録署名議員の指名 議案質疑・委員会付託 決算特別委員会設置・付託 〔決算特別委員会〕 〔議会運営委員会〕
9 月 4 日	水	休 会	常任委員会（総務企画）
9 月 5 日	木	休 会	常任委員会（教育福祉）
9 月 6 日	金	休 会	常任委員会（建設産業）
9 月 7 日	土	休 会	
9 月 8 日	日	休 会	
9 月 9 日	月	休 会	決算特別委員会（第 1 日）
9 月 1 0 日	火	休 会	決算特別委員会（第 2 日）
9 月 1 1 日	水	休 会	決算特別委員会（第 3 日）
9 月 1 2 日	木	休 会	議事整理
9 月 1 3 日	金	本会議	会議録署名議員の指名 一般質問
9 月 1 4 日	土	休 会	
9 月 1 5 日	日	休 会	
9 月 1 6 日	月	休 会	
9 月 1 7 日	火	本会議	会議録署名議員の指名 一般質問
9 月 1 8 日	水	本会議	会議録署名議員の指名 一般質問 〔討論通告締切（午前中）〕

月 日	曜 日	会 議 名	議 事
9 月 1 9 日	木	休 会	議事整理
9 月 2 0 日	金	本会議	会議録署名議員の指名 各委員会委員長報告 質疑・討論・採決 閉会 〔全員協議会〕

令和6年第3回
笠間市議会定例会会議録 第1号

令和6年8月30日 午前10時00分開会

出席議員

議長	22番	大関久義君
副議長	8番	内桶克之君
	1番	長谷川愛子君
	2番	酒井正輝君
	3番	河原井信之君
	4番	鈴木宏治君
	5番	川村和夫君
	6番	坂本奈央子君
	7番	安見貴志君
	9番	田村幸子君
	10番	益子康子君
	11番	林田美代子君
	12番	田村泰之君
	13番	村上寿之君
	14番	石井栄君
	15番	畑岡洋二君
	16番	飯田正憲君
	17番	西山猛君
	18番	石松俊雄君
	19番	大貫千尋君
	20番	小藺江一三君
	21番	石崎勝三君

欠席議員

なし

出席説明者

市長	山口伸樹君
市副市長	近藤慶一君

教 育 長	小 沼 公 道 君
市 長 公 室 長	堀 江 正 勝 君
政 策 企 画 部 長	北 野 高 史 君
総 務 部 長	後 藤 弘 樹 君
環 境 推 進 部 長	小 里 貴 樹 君
保 健 福 祉 部 長	堀 内 信 彦 君
こ ど も 部 長	深 澤 充 君
市立病院事務局長	木 村 成 治 君
産 業 経 済 部 長	礪 山 浩 行 君
都 市 建 設 部 長	関 根 主 税 君
上 下 水 道 部 長	友 部 邦 男 君
教 育 部 長	松 本 浩 行 君
消 防 長	藺 部 恵 一 君
会 計 管 理 者	西 山 浩 太 君
笠 間 支 所 長	根 本 薫 君
岩 間 支 所 長	橋 本 祐 一 君
監 査 委 員 事 務 局 長	細 谷 敦 君

出席議会事務局職員

議 会 事 務 局 長	山 田 正 巳
議 会 事 務 局 次 長	堀 内 恵美子
次 長 補 佐	鶴 田 貴 子
係 長	神 長 利 久
係 長	上 馬 健 介

議 事 日 程 第 1 号

令和6年8月30日（金曜日）

午 前 10 時 開 会

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 請願・陳情について
- 日程第5 報告第6号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度笠間市一般会計補正予算（第2号））

- 日程第6 認定第1号 令和5年度笠間市一般会計及び同特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第2号 令和5年度笠間市立病院事業会計決算認定について
- 認定第3号 令和5年度笠間市水道事業会計決算認定について
- 認定第4号 令和5年度笠間市工業用水道事業会計決算認定について
- 認定第5号 令和5年度笠間市下水道事業会計決算認定について
- 日程第7 諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて
- 諮問第5号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて
- 日程第8 議案第56号 笠間市営有料自転車駐車場の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第57号 笠間市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第58号 笠間市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第59号 工事請負契約の締結について
- 日程第12 議案第60号 茨城租税債権管理機構規約の一部変更に関する協議について
- 日程第13 議案第61号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第3号）
- 議案第62号 令和6年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第63号 令和6年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第64号 令和6年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第65号 令和6年度笠間市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第66号 令和6年度笠間市立病院事業会計補正予算（第1号）
- 議案第67号 令和6年度笠間市水道事業会計補正予算（第1号）
- 議案第68号 令和6年度笠間市下水道事業会計補正予算（第1号）

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 請願・陳情について
- 日程第5 報告第6号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度笠間市一般会計補正予算（第2号））
- 日程第6 認定第1号 令和5年度笠間市一般会計及び同特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第2号 令和5年度笠間市立病院事業会計決算認定について
- 認定第3号 令和5年度笠間市水道事業会計決算認定について

- | | | |
|-------|--------|--|
| | 認定第4号 | 令和5年度笠間市工業用水道事業会計決算認定について |
| | 認定第5号 | 令和5年度笠間市下水道事業会計決算認定について |
| 日程第7 | 諮問第4号 | 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて |
| | 諮問第5号 | 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて |
| 日程第8 | 議案第56号 | 笠間市営有料自転車駐車場の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例について |
| 日程第9 | 議案第57号 | 笠間市国民健康保険条例の一部を改正する条例について |
| 日程第10 | 議案第58号 | 笠間市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 日程第11 | 議案第59号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第12 | 議案第60号 | 茨城租税債権管理機構規約の一部変更に関する協議について |
| 日程第13 | 議案第61号 | 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第3号） |
| | 議案第62号 | 令和6年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第2号） |
| | 議案第63号 | 令和6年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） |
| | 議案第64号 | 令和6年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第1号） |
| | 議案第65号 | 令和6年度笠間市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号） |
| | 議案第66号 | 令和6年度笠間市立病院事業会計補正予算（第1号） |
| | 議案第67号 | 令和6年度笠間市水道事業会計補正予算（第1号） |
| | 議案第68号 | 令和6年度笠間市下水道事業会計補正予算（第1号） |

午前10時00分開会

開会の宣告

○議長（大関久義君） 皆さんおはようございます。

御報告申し上げます。

ただいまの出席議員は21名であります。本日の欠席議員は19番大貫千尋君であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和6年第3回笠間市議会定例会を開会いたします。

本日、写真撮影の申出があり、撮影の許可をしましたことを申し添えます。

本日の会議に、地方自治法第121条の第1項の規定により出席を求めた者及び議会事務局職員の出席者は、資料のとおりであります。

市長挨拶

○議長（大関久義君） ここで市長から発言を求められておりますので、許可いたします。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 令和6年第3回笠間市議会定例会の開催に当たりまして、御挨拶を申し上げたいと思います。

議員各位には公私とも御多忙のところ御参集をいただき、お礼を申し上げたいと思います。

まず初めに、地方を取り巻く情勢についてでございます。

国の令和7年度予算に係る概算要求が、今月末の提出期限をもって出そろうこととなります。概算要求総額は、日銀の金融緩和策の転換に伴う長期金利の上昇により利払い費を含めた国債費が最大となるほか、高齢化の進展による社会保障費の増加などにより、一般会計予算で過去最大の115兆円を超える見通しとなっております。

令和7年度予算においては、持続的・構造的賃上げの実現、官民連携による投資の拡大、少子化対策・子ども政策の抜本的強化を含めた新たなステージへの移行に向けた取組への加速など、重要政策課題に対するための推進枠を措置するとともに、経済・財政一体改革を推進することが示されております。また、年金・医療等では高齢化等による自然増が見込まれる中、増加分については改革の着実な実行を含めて合理化・効率化に最大限取り組み、これまでの歳出改革努力を継続しつつ、経済・物価動向等に配慮しながら予算へ反映するとしております。

現時点で把握できている省庁のみの情報となりますが、デジタル庁では、マイナンバーカード機能のスマートフォンへの搭載によるカードの利便性向上のほか、自治体の基幹業務システムの標準化に関する技術的支援などを促進し、システムの共通化を進め、自治体の負担軽減やサービス向上を図るとしております。

環境省では、資源を再利用して有効活用する循環経済の促進に向け、脱炭素型資源循環設備の導入支援や先進的な資源循環への投資促進などを図るとともに、脱炭素につながる設備の導入拡大に向けて、公共施設へのペロブスカイト型次世代太陽電池の導入を支援する制度を設ける方針などが示されております。

農林水産省では、地球温暖化の防止や生物多様性の保全に高い営農活動を支援する「環境保全型農業直接支払交付金」について、有機農業への移行に対する重点的な補助の方針が打ち出されております。

国土交通省では、災害に屈しない国土強靱化の着実な推進として、住宅・建築物の耐震化の強化やインフラの老朽化対策に対する集中的な支援のほか、まちづくり分野における脱炭素化の推進などの方針が示されております。

これら国の動向を踏まえながら、各分野における諸課題に対して有効な制度の積極的な活用とともに、施策の検討・構築を進めてまいりたいと考えております。

次に、県におきましては、今月27日の知事会見での発表によりますと、人口減少を見据

え、事業者への多大な人材活用や生産性向上を図るための取組を促進するほか、安心して暮らせる社会基盤の強化に向け、防災・減災対策などに、来月4日から始まる議会に一般会計で約77億6,500万円への増額補正が上程されるとのことであります。

主な事業内容としましては、多様な人材の活用や生産性向上に向けた取組として、外国人患者を対象とした遠隔による多言語通訳サービスの導入や、福祉施設の入所者を安全かつ効率的に見守る機器の導入支援のほか、安心して暮らせる社会基盤の強化として、アフリカ豚熱の発生に備えた防疫強化のための電気柵の備蓄、老朽化した橋梁の修繕・耐震補強などが計上されております。

また、10月12日から14日までの3日間、水戸市の県三の丸庁舎を会場に、県ナンバーワンご当地グルメを決定する「シン・いばらきメシ総選挙2024」が開催される予定でありまして、県内市町村から茨城県産の食材を活用した新たなご当地グルメを発掘することを目指して、一般料理部門とスイーツ部門の2部門が設定され、本市からもそれぞれの部門にエントリーを行っておるところでございます。

次に、市の事業の進捗状況についてでございます。

防災力の強化として、災害時における支援活動に御協力をいただく「災害時支援員」につきましては、今月26日に発足式を行い、登録をいただいた警察や消防、市役所、原電、自衛隊の各OBの方々32名に対して登録証を交付し、支援体制が整ったところでございます。支援員の方々には、避難所の運営及び被災者支援、支援物資の配布、復旧支援活動などに従事していただく予定でございます。

次に、定額減税補足給付金に関する状況についてでございます。

今月23日に、マイナンバーカードとひもづけられた公金受取口座を登録済みの方に関しましては、総額で3億5,500万円、率にして99.8%、口座登録のない家庭につきましては、総額で1億6,900万円、率にして74.1%の給付が完了しております。市全体では、総額で5億2,400万円、対象者の約9割の方に対する給付が既に完了しております。まだ未給付の方に対しましては、今月16日に再度通知を発送し、完了に向けて対応してまいりたいと思います。

また、国の総合経済対策における物価高騰対策として、今月1日付で専決処分をしました、令和6年度に新たに住民税が非課税となる世帯等への給付につきましては、今月19日に対象となる世帯、約1,330世帯へ通知をいたしました。同封した口座登録情報等の確認書を返送いただいた方については、昨日から順次、給付を開始しております。

次に、基金の運用についてでございますが、昨今の日銀の金融政策の転換により、ゼロ金利の時代から金利のある時代へと変わってきております。この変化を好機と捉え、現在、市がその大部分を預金により保有している基金につきましては、金融市場の動向等を注視しながら、地方債等の債券の購入などによる運用を積極的に進めてまいりたいと考えております。

次に、子育て支援策である「子育て世帯訪問支援事業」につきましてではありますが、家事・育児等に不安や負担を抱える妊産婦、子育て家庭、ヤングケアラー等がいる家庭を対象に、訪問支援員等が家事・育児の支援を行うとともに、その世帯が抱える不安や悩みを傾聴することにより、養育環境を整え、虐待リスクの高まりを未然に防ぐことを目的とした事業であります。現在、業務研修を終えた事業所との契約を完了したことから、支援プランを策定した家庭から順次、病院受診の同行や児童養護施設を利用するための送迎などの支援を行ってまいります。

次に、持続可能な資源循環社会の実現に向けた連携協定についてでございます。

本市では、平成22年より一般家庭や学校給食から排出される廃食用油について民間事業者との連携により回収・資源化を実施しており、現在は安居地内に工場を有し、食用油専門の回収・リサイクル事業者である株式会社吉川油脂と売払契約を締結し、実施を行っているところでございます。

こうした中、国内最大規模のS A F、航空燃料でございますが、S A Fの製造事業を推進しているE N E O S株式会社及び共同事業関係にある株式会社吉川油脂から、使用済み食用油の回収スキームにより、C O₂削減に最も効果が高いとされるS A Fへのリサイクルに向けて、3者協業により推進していきたいという提案を受けまして、昨日、連携協定を締結したところでございます。今後、協定に基づいて、一般家庭からの廃食用油の回収拡大に市民の御協力をいただきながら進めていきたいなというふうに考えております。

次に、かさま新栗まつりの開催についてでございます。

今年も10月4日から6日までの3日間にわたり、笠間芸術の森公園において、第18回かさま新栗まつりを開催を予定しております。

現時点での出店状況については、4日が61店舗、5日と6日の土日が70店舗以上の出店の申込みがございます。

ステージ企画といたしまして、小学生を対象に行ってきた「栗のアイディアレシピコンテスト」を、新たに高校生以上を対象とした一般の部を設けて広く募集し、斬新な栗レシピの創出を求めていると考えております。

また、今回の開催においては、プラスチックごみ削減の一環といたしまして、植物由来のバイオマス成分を90%以上配合したレジ袋を作成し、出店者の方に購入、使用していただくとともに、来場者の方にもマイバッグ持参の呼びかけを行い、環境に配慮した取組を行ってきたいというふうに考えております。

このほか、銀座の茨城県アンテナショップ「イバラキセンス」において、笠間の栗フェアが9月20日から24日まで開催されるほか、10月には都内において茨城県主催の「茨城をたべよう収穫祭」の開催が予定をされているところでございます。

栗の本格的な収穫シーズンの到来とともに、さらなるブランド力向上、イベントへのプロモーションを積極的に展開をしていきたいと思っております。

次に、職員の懲戒処分についてでございます。

こども部に所属する職員が部下に対して職務上の指導の範疇を超えたパワーハラスメントに認定される行為を行ったことから、今月22日付で減給3か月の懲戒処分として、併せて監督すべき立場にあった当時及び現在の部長、課長を文書注意といたしました。当該職員については、9月1日付で配置替えの異動を行うとともに、今月27日に保護者会を開催し、経緯と今後の対応について説明を行ったところでございます。

また、友部消防署の消防副士長が犯罪収益移転防止法違反で逮捕・起訴された事案につきましては、今月16日に略式命令による罰金30万円の刑事罰が科せられたことを受け、今月27日付で停職6か月の懲戒処分とし、併せて監督すべき立場にあった消防長、消防次長、当時及び現在の署長を文書注意としたところでございます。

今月21日には、消防本部予防課の職員が個人情報情報を漏えいした事案につきまして、事務局を担当する二つの協会が共催する講演会の案内時に、参加者116名の氏名及び所属、メールアドレスを全員が閲覧可能な状態でメールを送信したものでございます。誤送信の判明後、直ちに送信者全員に対して謝罪をするとともに、メールの破棄をお願いし、確認をしたところでございます。

いずれの事案につきましても、市民の皆さんの信頼を損なうこととなりましたことは、深くおわびを申し上げる次第でございます。これらの事案発生を真摯に受け止め、職員の綱紀粛正と服務規律の徹底に努め、信頼回復に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、提出議案についてでございます。

今回の提出議案は、法令等に基づく報告事項のほか、専決処分の承認を求めることについての報告が1件、令和5年度各会計の決算認定についてが5件、人権擁護委員候補の推薦に意見を求めることについての諮問が2件、さらには笠間市営有料自転車駐車場の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例についてをはじめ条例の改廃、工事請負契約の締結、茨城租税債権管理機構規約の一部変更に関する協議、令和6年度笠間市一般会計補正予算（第3号）など議案が13件であります。

提出議案のうち、令和5年度決算についてであります。一般会計、特別会計及び企業会計を合わせた決算額の総額は、歳入が593億1,155万5,145円で、歳出が582億7,925万4,410円であります。前年度決算額（令和4年度）との比較では、歳入が13億円の増、歳出が約8億円の増となっております。今定例会において議会の認定に付するものでありますので、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

次に、補正予算の議案についてでございます。

令和6年度笠間市一般会計補正予算（第3号）をはじめ、特別会計及び企業会計合わせて8会計の補正予算案を上程するものであります。今回の補正予算では、地域における脱炭素への取組、防災・減災を重視した道路の改修など、市政の諸課題に対し迅速に対応するため、予算措置を講じることといたしました。

歳出予算の主なものについて申し上げます。

初めに、脱炭素に関する取組でございます。

2050年のカーボンニュートラルの実現に向けて、地域の脱炭素を一層促進するための取組として、道の駅かさまにおいて国の臨時交付金を活用し、太陽光発電及び蓄電設備システムの導入に関する補助を行うものであります。また、友部図書館において館内の照明をLEDに改修し、消費電力の軽減を図るとともに、来館者に快適な照明環境を提供してまいります。

次に、防災・減災を重視した取組として、稲田福原線整備事業でございます。

本路線は、令和5年度に全線開通した来栖本戸線に接続し、災害時の緊急輸送道路である北関東自動車道の笠間西インターと拠点避難所である笠間市民体育館とを結ぶ市内幹線道路でございますが、経年劣化により舗装面の段差やひび割れが発生している状況にあります。今後、国道50号を補完する路線として交通量の増加が見込まれることから、計画的に舗装修繕を行ってまいります。

次に、水道事業会計における、給水タンク及び車両の購入についてでございます。

災害時や大規模な漏水事故の発生に、避難所などへの給水に迅速に対応するため、取り外し可能な1,200リットルの給水タンクと、そのタンクを運搬するための車両の購入を行うものでございます。

次に、児童手当制度の改正に伴う対応でございます。

子ども・子育て支援法等の改正に伴い児童手当の制度内容が見直され、10月から支給対象が高校生の年代までに拡充されるほか、所得制限の撤廃や第3子以降の月額手当の増額、支給回数の変更などが行われることから、新制度へ対応するためシステム改修などを行うものでございます。

次に、10月26日、27日に茨城県主催による県産の食材や加工品などの魅力を首都圏に発信するイベント「茨城をたべよう収穫祭」が、東京の大井競馬場において開催をされます。本市としましても、笠間の栗ブランドを広める絶好の機会と捉え、PRに力を入れてまいります。

次に、菊まつり事業についてでございます。

菊まつり期間中のさらなる誘客拡大を図るため、新たな取組として、門前通りの常夜灯や稲荷神社の大鳥居、大町ポケットパーク、井筒屋において、ライトアップによる装飾演出を行ってまいります。

次に、消防団詰所の防犯対策についてでございます。

6月の消防団詰所を狙った窃盗事件の発生を受け、防犯対策を強化するため、市内29か所の消防団詰所において、窓格子の設置や出入口扉の補強、防犯ガラスへの交換など、改修を行ってまいります。

このほか、小中学校などの緊急修繕や国、県補助金の精算などの費用について編成をし

ているところでございます。

また、歳入におきましては、固定資産税を中心に市税の増額を見込み、普通交付税や繰越金の決定、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金など、歳出補正の国庫支出金、市債等を補正するものでございます。これらの各種事業に係る所要の経費及びその財源を盛り込んだ今回の補正額は6億897万8,000円の増額補正となり、補正後の一般会計の予算規模は353億9,841万3,000円となります。

後ほど詳しく説明を申し上げますので、慎重なる審議の上、議決を賜りますようお願いを申し上げ、挨拶に代えさせていただきたいと思っております。

開議の宣言

○議長（大関久義君） 19番大貫千尋君が着席いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（大関久義君） 日程について御報告申し上げます。

本日の日程につきましては、議事日程第1号のとおりといたします。

これより議事日程に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長（大関久義君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、19番大貫千尋君、20番小藺江一三君を指名いたします。

会期の決定について

○議長（大関久義君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

今期定例会の会期等につきましては、去る8月23日に議会運営委員会を開催し、御審議をいただいております。

ここで、議会運営委員会委員長から御報告願います。

委員長西山 猛君。

〔議会運営委員長 西山 猛君登壇〕

○議会運営委員長（西山 猛君） 議会運営委員会から会議の報告をいたします。

当委員会は、去る 8 月 23 日に令和 6 年第 3 回笠間市議会定例会の会期日程等について協議をいたしました。

会期につきましては、タブレット資料のとおり、8 月 30 日から 9 月 20 日までの 22 日間といたします。

初日の 8 月 30 日は、会期の決定、請願・陳情の付託を行い、議案の上程、提案理由の説明を受けます。

9 月 2 日月曜日は、議案調査のため休会といたします。

翌 3 日は、議案審議を行い、各常任委員会へ議案を付託いたします。また、令和 5 年度の各会計の決算審査を行うため決算特別委員会を設置し、付託いたします。

4 日、5 日、6 日に各常任委員会を開催し、さらに週明けの 9 日月曜日から 10 日、11 日の 3 日間で決算特別委員会を開催いたします。

12 日は、議事整理のため休会といたします。

13 日金曜日、翌週 17 日火曜日、18 日水曜日の 3 日間で、一般質問を行います。

19 日は、議事整理のため休会といたします。

最終日の 20 日は、各常任委員会及び決算特別委員会に付託をされました議案等の審査結果を各委員長から報告を受けた後、質疑、討論、採決を行い終了といたします。

報告は以上であります。

○議長（大関久義君） お諮りいたします。

今期定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から 9 月 20 日までの 22 日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 御異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は本日から 9 月 20 日までの 22 日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議の予定につきましては、ただいま委員長から報告がありましたように会期日程表のとおりでありますので、御了承願います。

諸般の報告について

○議長（大関久義君） 日程第 3、諸般の報告をいたします。

市長から、令和 5 年度笠間市一般会計継続費精算報告について外 4 件の法令等に基づく報告事項として提出されました。これについては、資料をもって報告に代えることを御了承願います。

次に、議会閉会中の議員の派遣についてであります。笠間市議会会議規則第 167 条第 1 項ただし書の規定により、議長において決定し、議員を派遣いたしました。その内容は、資料のとおりであります。

請願・陳情について

○議長（大関久義君） 日程第4、請願・陳情についてを議題といたします。

今期定例会に提出されました請願・陳情につきましては、文書表を付して、その写しを配信いたしております。

この件につきましては、請願・陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

報告第6号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度笠間市一般会計補正予算（第2号））

○議長（大関久義君） 日程第5、報告第6号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度笠間市一般会計補正予算（第2号））を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 報告第6号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度笠間市一般会計補正予算（第2号））の提案理由を申し上げます。

この報告は、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分した令和6年度笠間市一般会計補正予算（第2号）について、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

内容につきましては総務部長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

〔総務部長 後藤弘樹君登壇〕

○総務部長（後藤弘樹君） 報告第6号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度笠間市一般会計補正予算（第2号））御説明いたします。

本報告は、令和6年度笠間市一般会計補正予算（第2号）につきまして、令和6年8月1日付で専決処分をしたものでございます。

3ページを御覧ください。

本補正予算は、国の総合経済対策における物価高騰対策として、今年度新たに住民税非課税となる世帯等に対し給付を迅速に行うため、早急な予算措置が必要だったことから、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,417万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ347億8,943万5,000円としたものでございます。

歳入歳出予算の主なものにつきまして事項別明細書にて御説明いたします。

8 ページを御覧ください。

まず、歳入でございます。

19款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金1億6,417万円の増は、本事業は全額国費で実施をするところでございますが、現時点で国からの財源が満額配分されていないことから、今回、財政調整基金から繰入金を計上し、今後、追加配分後に国費財源に振替をしていくものでございます。

続きまして、歳出でございます。

9 ページを御覧ください。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費1億6,417万円の増は、19節扶助費に1世帯当たり10万円の給付、また給付対象世帯に属する児童1人当たり5万円を給付する新たな住民税非課税世帯等給付金として1億6,235万円を増額するものでございます。

以上で令和6年度笠間市一般会計補正予算（第2号）の説明を終わります。

○議長（大関久義君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております報告第6号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略し、直ちに討論、採決をいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 討論を終わります。

これより採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

認定第1号 令和5年度笠間市一般会計及び同特別会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 令和5年度笠間市立病院事業会計決算認定について

認定第3号 令和5年度笠間市水道事業会計決算認定について

認定第4号 令和5年度笠間市工業用水道事業会計決算認定について

認定第5号 令和5年度笠間市下水道事業会計決算認定について

○議長（大関久義君） 日程第6、認定第1号 令和5年度笠間市一般会計及び同特別会計歳入歳出決算認定についてから認定第5号 令和5年度笠間市下水道事業会計決算認定についての5件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 認定第1号 令和5年度笠間市一般会計及び同特別会計歳入歳出決算認定についてから認定第5号 令和5年度笠間市下水道事業会計決算認定についてまでの提案理由を申し上げます。

これらの案件は、令和5年度笠間市一般会計、特別会計及び企業会計の決算について、それぞれ地方自治法及び地方公営企業法の規定に基づき、監査委員の意見書をつけて議会の認定に付するものであります。

内容につきましては各担当部長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

〔総務部長 後藤弘樹君登壇〕

○総務部長（後藤弘樹君） 認定第1号 令和5年度笠間市一般会計及び同特別会計歳入歳出決算認定についてのうち、一般会計歳入歳出決算について御説明申し上げます。

まず、令和5年度笠間市歳入歳出決算書、こちらタブレット議案等フォルダー、資料番号23の資料でございます。

決算書66ページを御覧ください。

実質収支に関する調書でございます。この調書の数値につきましては1,000円単位で記載してございます。

1、歳入総額は360億2,361万8,000円、2、歳出総額は340億2,609万3,000円、3、歳入歳出差引残額は19億9,752万5,000円でございます。4、翌年度へ繰り越すべき財源といたしまして、1、継続費通次繰越額546万1,000円、2、繰越明許費繰越額9億2,530万6,000円、合わせて9億3,076万7,000円で、5、実質収支額は10億6,675万8,000円でございます。

次に、5ページまでお戻り願います。

初めに、歳入につきまして主なものを御説明申し上げます。

1款市税でございます。収入済額が102億254万94円、不納欠損額が8,964万8,533円、収入未済額といたしまして3億3,879万7,036円でございます。市税において、初めて100億円を超える結果となっております。

6ページを御覧ください。

11款地方交付税は、収入済額76億214万3,000円でございます。

15款国庫支出金は、収入済額66億7,297万4,393円で、障害者自立支援給付費負担金、児童手当負担金や生活保護費負担金、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金など国庫負担金、デジタル田園都市国家構想交付金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、緊急消防援助隊設備整備補助金など、国庫補助金が主なものでございます。

16款県支出金は、収入済額23億8,620万8,221円で、障害者自立支援給付費負担金や子どものための教育・保育給付費県負担金など県負担金、子ども・子育て支援交付金、農業次世代人材投資資金補助金、儲かる産地支援事業費補助金などの県補助金、県民税徴収交付金や笠間芸術の森公園管理業務委託金などの県委託金が主なものとなっております。

7 ページを御覧ください。

22款市債は、収入済額17億6,918万9,000円で、工芸農家整備事業債、あたご天狗の森公園整備事業債、安居工業地域整備事業債、常備消防車両更新事業債などが主なものでございます。なお、予算現額と収入済額の比較 5 億4,460万円は、安居工業地域整備事業など事業の繰越しに伴うものでございます。

続きまして、歳出の決算額につきまして主なものを御説明申し上げます。

8 ページを御覧ください。

2 款総務費は、支出済額38億5,220万6,762円で、1 項総務管理費は企業立地促進に係る事業や元気かさま応援基金への積立金などが主なものでございます。なお、総務費の翌年度繰越額 3 億8,560万9,000円は、情報系システム機器更新事業などでございます。

3 款民生費は、支出済額132億3,657万9,574円で、1 項社会福祉費は物価高騰の負担感が大きい低所得世帯に対する支援事業や介護保険特別会計への繰出し、障害者自立支援給付事業など、2 項児童福祉費は児童クラブ、民間保育所、民間認定こども園の運営に係る事業、児童手当事業などが主なものでございます。

4 款衛生費は、支出済額29億6,836万2,295円で、1 項保健衛生費は生殖補助医療費等助成事業や新型コロナウイルスワクチン接種事業など、2 項清掃費は市内において排出されるごみの収集や運搬、処理に係る事業、また令和 3 年から行ってまいりました最終処分場建設事業が主なものでございます。

5 款農林水産業費は、支出済額 9 億654万3,488円で、1 項農業費は栗ブランド推進事業や経営体育成基盤整備事業などが主なものでございます。

6 款商工費は、支出済額10億3,086万5,787円で、1 項商工費はプレミアム商品券事業、地場産業支援事業など、2 項観光費はつつじ公園や北山公園管理事業、笠間工芸の丘整備事業、あたご天狗の森公園整備などが主なものでございます。

9 ページを御覧ください。

7 款土木費は、支出済額24億4,738万3,843円で、2 項道路橋りょう費といたしまして令和 4 年度からの繰越し事業であります踏切安全対策強化事業のほか、稲田福原線整備事業

など、4項都市計画費は安居工業地域整備推進事業や笠間芸術の森公園管理事業などが主なものでございます。なお、土木費の翌年度繰越額9億7,372万2,000円は、安居工業地域整備推進事業などでございます。

8款消防費は、支出済額16億8,519万5,698円で、常備消防車両更新事業などが主なものでございます。

9款教育費は、支出済額30億2,811万9,192円で、2項小学校費といたしまして光熱水費などの施設管理事業のほか、GIGAスクール運営事業など、3項中学校費におきましても光熱水費などの施設管理事業をはじめ給食管理事業のほか、地域部活動推進事業などが主なものでございます。5項社会教育費は公民館・図書館の管理事業、富田家住宅保全活用事業などが主なものでございます。6項保健体育費はかさまスポーツコミッション事業をはじめスポーツ施設の指定管理料や施設修繕料など体育施設管理運営事業、給食センターに係る事業などが主なものでございます。

10款災害復旧費、支出済額118万3,600円は、台風2号により被害を受けた市道及び河川の災害復旧費でございます。

12款諸支出金といたしまして、支出済額9億5,081万5,141円で、市立病院事業会計、水道事業会計、下水道事業会計の支出金でございます。

以上で令和5年度一般会計歳入歳出決算の説明を終わります。

○議長（大関久義君） 保健福祉部長堀内信彦君。

〔保健福祉部長 堀内信彦君登壇〕

○保健福祉部長（堀内信彦君） 認定第1号のうち、国民健康保険特別会計について御説明申し上げます。

引き続き、資料23番、令和5年度笠間市歳入歳出決算書を御覧願います。

決算書の81ページを御覧願います。

初めに、国民健康保険特別会計歳入歳出決算について御説明いたします。実質収支に関する調書でございます。

歳入総額は75億5,896万円、歳出総額は75億3,456万5,000円、歳入歳出差引残額は2,439万5,000円でございます。翌年度へ繰り越す財源はございませんので、実質収支額は2,439万5,000円でございます。

ページをお戻りいただきまして、68ページを御覧願います。

歳入の主なものといたしまして、1款国民健康保険税、調定額17億3,175万3,301円に対しまして、収入済額13億9,999万3,241円で、収納率は現年度分が94.05%、過年度分が28.80%となっております。

4款県支出金、収入済額53億3,858万8,026円は県負担金・補助金で、保険給付費等の普通交付金と保険者努力支援分や特定健診等負担金などの特別交付金でございます。

続きまして、6款繰入金、収入済額7億2,357万1,558円は、事務費繰入金や保険基盤安

定繰入金など一般会計繰入金のほか、国民健康保険財政調整基金から繰り入れたものでございます。

次に、69ページを御覧願います。

歳出の主なものとしたしまして、2 款保険給付費、支出済額52億1,513万4,765円は、療養諸費、高額療養諸費、出産育児諸費等を支出したものでございます。

3 款国民健康保険事務費納付金、支出済額20億9,451万4,363円は、市町村ごとの医療費水準や所得水準により算定された県への納付金でございます。

5 款保健事業費、支出済額7,194万5,040円は、特定健診及び特定保健指導に係る事業及び人間ドック・脳ドックの補助、生活習慣病予防対策事業に支出したものでございます。

以上で令和5年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算についての説明を終わります。

続きまして、令和5年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について御説明申し上げます。

決算書89ページを御覧願います。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額は10億5,646万9,000円、歳出総額は10億5,484万3,000円、歳入歳出差引残額は162万6,000円でございます。翌年度へ繰り越す財源はございませんので、実質収支額は162万6,000円でございます。

ページをお戻りいただきまして、83ページを御覧願います。

歳入の主なものとしたしまして、1 款後期高齢者医療保険料、調定額8億1,979万4,400円に対しまして、収入済額は8億1,198万2,460円で、収納率は現年度分が99.41%、過年度分が50.77%となっております。

4 款繰入金、収入済額2億4,086万6,748円は、事務費繰入金、保険基盤安定繰入金、健診事業繰入金について一般会計から収入したものでございます。

次に、84ページを御覧願います。

歳出の主なものとしたしまして、2 款後期高齢者医療広域連合納付金、支出済額10億3,071万5,025円は、保険料及び保険基盤安定事業費負担金等の納付金でございます。

4 款保健事業費、支出済額1,617万554円は、高齢者健診事業の経費として支出したものでございます。

以上で令和5年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の説明を終わります。

続きまして、介護保険事業に係る会計について御説明申し上げます。

初めに、介護保険特別会計歳入歳出決算について。

資料は111ページを御覧願います。

実質収支に関する調書でございますが、歳入総額は77億5,642万1,000円、歳出総額は75億7,956万4,000円で、歳入歳出差引残金は1億7,685万7,000円でございます。翌年度へ繰り越す財源はございませんので、実質収支額は同額の1億7,685万7,000円でございます。

ページをお戻りいただきまして、91ページを御覧願います。

歳入の主なものを御説明いたします。

1 款保険料、収入済額15億7,993万8,870円は、65歳以上の第1号被保険者からの介護保険料の収入でございます。

3 款国庫支出金、収入済額16億951万2,019円は、介護給付費に係る国庫負担金及び地域支援事業に係る国庫補助金などの収入でございます。

4 款支払基金交付金、収入済額18億9,372万4,967円は、介護給付費及び地域支援事業に係る法定割合分の交付金について支払基金から収入したものでございます。

続いて、歳出の主なものについて御説明いたします。

93ページを御覧願います。

1 款総務費、支出済額1億8,172万6,564円は、人件費や介護認定審査会、認定調査などに係る費用でございます。

2 款保険給付費、支出済額68億3,548万7,581円は、各種介護サービス及び介護予防サービスなどに係る給付費でございます。

4 款地域支援事業費、支出済額2億4,655万1,823円は、介護予防・生活支援サービス事業、包括的支援事業・任意事業費等に係る事業費を支出したものでございます。

以上で令和5年度介護保険特別会計歳入歳出決算についての説明を終わります。

次に、令和5年度介護サービス事業特別会計歳入歳出決算について御説明申し上げます。

117ページを御覧願います。

実質収支に関する調書でございますが、歳入総額は2,390万1,000円、歳出総額は2,097万5,000円で、歳入歳出差引残額は292万6,000円でございます。翌年度へ繰り越す財源はございませんので、実質収支額は292万6,000円でございます。

続いて、歳入の主なものを御説明申し上げます。

ページお戻りいただきまして、113ページを御覧願います。

1 款サービス収入、収入済額2,051万2,122円は、介護予防ケアプラン作成料を収入したものでございます。

次に、歳出でございます。

114ページを御覧願います。

1 款総務費、支出済額1,096万8,134円は、介護サービス事業に係る職員3名分の人件費でございます。

2 款サービス事業費、支出済額1,000万7,090円は、事業所へ委託した介護予防ケアプランの作成手数料を支出したものでございます。

以上で介護保険事業に係る特別会計歳入歳出決算についての説明を終わります。

○議長（大関久義君） 市立病院事務局長木村成治君。

〔市立病院事務局長 木村成治君登壇〕

○市立病院事務局長（木村成治君） 認定第2号 令和5年度笠間市立病院事業会計決算認定について御説明申し上げます。

資料が替わりまして、資料番号24、令和5年度笠間市立病院事業会計決算書をお開きください。

4ページを御覧ください。

決算報告書の（1）収益的収入及び支出でございます。収入につきましては、1款病院事業収益の決算額8億6,634万940円。支出につきましては、1款病院事業費用の決算額9億2,836万5,771円でございます。

5ページを御覧ください。

（2）資本的収入及び支出でございます。収入につきましては、1款資本的収入の決算額3,099万8,871円。支出につきましては、1款資本的支出の決算額5,364万7,742円でございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額が2,264万8,871円となり、これを過年度分損益勘定留保資金で補填しております。

6ページを御覧ください。

左側、損益計算書になります。金額につきましては、消費税を抜いた額となっております。

1の医業収益は7億7,524万1,703円、2の医業費用は8億6,994万5,830円で、医業損失は9,470万4,127円となっております。3の医業外収益は8,271万3,761円、4の医業外費用は5,230万1,697円であり、経常損失は6,429万2,063円となります。5の特別利益は143万4,952円、6の特別損失はございませんので、当年度純損失は6,285万7,111円となります。

前年度繰越欠損金は、第1回定例会において議会の議決をいただき、資本金を減少し相殺してございますので、当年度未処理欠損金は6,285万7,111円となります。

右側には欠損金決算書及び欠損金処理計算書、7ページには貸借対照表、10ページからは決算附属資料を載せてございますので、後ほど御覧いただきたいと思います。

以上で認定第2号の説明を終わります。

○議長（大関久義君） 上下水道部長友部邦男君。

〔上下水道部長 友部邦男君登壇〕

○上下水道部長（友部邦男君） 認定第3号から認定第5号について御説明申し上げます。

初めに、認定第3号 令和5年度笠間市水道事業会計決算認定について御説明いたします。

資料が替わりまして、タブレットの資料番号25番、笠間市水道事業決算書を御覧いただきたいと思います。

初めに、決算書の3ページをお開きください。

決算報告書でございます。

1の収益的収入及び支出の収入でございますが、1款水道事業収益の決算額は18億7,530万295円でございます。対しまして、下の表になります。支出でございますが、1款水道事業費用の決算額は15億8,798万67円でございます。

次のページ、4ページをお開き願います。

2の資本的収入及び支出の収入でございますが、1款資本的収入の決算額が8億8,921万8,000円でございます。対しまして、下の表になります。支出でございますが、1款資本的支出の決算額は14億6,935万4,906円でございます。

なお、一番下の欄外の表記でございますが、資本的収入が資本的支出に対して不足する額につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金等で補填をしております。

次のページ、5ページをお開き願います。

損益計算書でございます。こちらは、消費税抜きの額を表示してございます。

こちらにつきましては、令和5年度1年間の収益と費用をまとめた経営状況を示す書類となります。

1の営業収益から6の特別損失までの計算により、一番下の行、当年度純利益は1億7,757万8,532円となり、右上の1行目、前年度繰越利益剰余金と合わせました3行目の当年度末処分利益剰余金は23億7,295万657円でございます。

次のページ、6ページからは、剰余金計算書、剰余金処分計算書、貸借対照表、決算附属書類となりますので、後ほど御覧をいただきたいと存じます。

以上で認定第3号の説明を終わります。

続きまして、認定第4号 令和5年度笠間市工業用水道事業会計決算認定について御説明申し上げます。

資料替わりまして、タブレットの資料番号26番、笠間市工業用水道事業決算書を御覧いただきたいと思います。

初めに、3ページをお開き願います。

決算報告書でございます。

1の収益的収入及び支出の収入でございますが、1款工業用水道事業収益の決算額は2,979万5,682円でございます。対しまして、下の表になります。支出でございますが、1款工業用水道事業費用の決算額は2,278万2,646円でございます。

次のページ、4ページをお開き願います。

損益計算書でございます。こちらは、消費税抜きの額を表示してございます。

1の営業収益から4の特別利益までの計算により、下から4行目、当年度純利益は596万6,936円となり、次の行の前年度繰越利益剰余金を合わせました一番下の行、当年度末処分利益剰余金は1億243万1,058円でございます。

次のページ、5ページからは、剰余金計算書、剰余金処分計算書、貸借対照表、決算附

属書類になりますので、後ほど御覧をいただきたいと存じます。

以上で認定第4号の説明を終わります。

続きまして、認定第5号 令和5年度笠間市下水道事業会計決算認定について御説明申し上げます。

資料が替わりまして、タブレットの資料番号27番、笠間市下水道事業決算書を御覧いただきたいと思います。

初めに、4ページをお開き願います。

決算報告書でございます。

1の収益的収入及び支出の収入でございますが、1款下水道事業収益の決算額は21億6,652万4,075円でございます。対しまして、下の表になります。支出でございますが、1款下水道事業費用の決算額は21億6,147万9,905円でございます。

次のページ、5ページをお開き願います。

資本的収入及び支出でございます。

収入でございますが、1款下水道事業資本的収入の決算額は10億3,400万7,418円でございます。対しまして、下の表になります。支出でございますが、1款下水道事業資本的支出の決算額は18億3,960万3,424円でございます。

なお、一番下の欄外の表記でございますが、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金等で補填をしております。

次のページ、6ページをお開き願います。

損益計算書でございます。こちらは、消費税抜きの額を表示してございます。

1の営業収益から6の特別損失までの計算により、下から4行目、当年度純損失が1,726万2,855円となり、次の行の前年度繰越利益剰余金から差し引きました一番下の当年度未処分利益剰余金は1億6,151万6,687円でございます。

次のページ、7ページからは、剰余金計算書、剰余金処分計算書、貸借対照表、決算附属書類となりますので、後ほど御覧をいただきたいと存じます。

以上で認定第5号の説明を終わります。

○議長（大関久義君） 提案者の説明が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。11時15分再開いたします。

午前11時05分休憩

午前11時15分再開

○議長（大関久義君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

諮問第 4 号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて

諮問第 5 号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて

○議長（大関久義君） 日程第 7、諮問第 4 号及び諮問第 5 号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについての 2 件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 諮問第 4 号及び諮問第 5 号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについては関連しておりますので、一括して提案理由を申し上げます。

人権擁護委員は、市町村長が議会の意見を聞いて候補者を推薦し、法務大臣が委嘱するもので、本市におきましては現在 13 名が人権擁護活動に取り組んでおります。

本諮問は、伊藤 晃氏を再度推薦し、稲見秀幸氏を新たに推薦することについて、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

よろしくお願いをいたします。

○議長（大関久義君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております諮問第 4 号及び諮問第 5 号については、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、委員会の付託を省略し、直ちに討論、採決をしたいと思います、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 討論を終わります。

これより 1 件ごとに採決いたします。

初めに、諮問第 4 号を採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、諮問第 5 号を採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大関久義君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議案第56号 笠間市営有料自転車駐車場の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例について

○議長（大関久義君） 日程第8、議案第56号 笠間市営有料自転車駐車場の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第56号 笠間市営有料自転車駐車場の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、稲田駅前及び福原駅前駐車場の効率的な管理運営を行うため、関係する条例に関し、所要の改正をするものであります。

内容につきましては総務部長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

〔総務部長 後藤弘樹君登壇〕

○総務部長（後藤弘樹君） 議案第56号 笠間市営有料自転車駐車場の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

8月1日より稲田駅及び福原駅が無人化となったことに加え、それぞれの駐車場、駐輪場においては近年において利用者が減少したことから、効率的な管理・運営を図るため、稲田駅前駐車場、福原駅前駐車場及び稲田駅前自転車駐車場の使用料を無料とするため、所要の改正を行うものでございます。

内容につきましては、新旧対照表にて御説明申し上げます。

議案書3ページを御覧ください。

笠間市営有料自転車駐車場の設置及び管理に関する条例第2条、名称及び位置におきまして、笠間市営稲田駅前自転車駐車場を削るものでございます。

続いて、4ページを御覧ください。

笠間市無料自転車駐車場の設置及び管理に関する条例第2条、名称及び位置において、稲田駅前自転車駐車場を加えるものでございます。

続いて、5ページを御覧ください。

笠間市営駅前駐車場の設置及び管理に関する条例第6条、使用料、第7条、使用料の納

付、また別表におきまして、稲田駅前駐車場及び福原駅前駐車場について無料にするための改正でございます。

2 ページにお戻り願います。

附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（大関久義君） 提案者の説明が終わりました。

議案第57号 笠間市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

○議長（大関久義君） 日程第9、議案第57号 笠間市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第57号 笠間市国民健康保険条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正に伴い、令和6年12月2日から被保険者証が廃止されるため、所要の改正をするものであります。

内容につきましては保健福祉部長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大関久義君） 保健福祉部長堀内信彦君。

〔保健福祉部長 堀内信彦君登壇〕

○保健福祉部長（堀内信彦君） 議案第57号 笠間市国民健康保険条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正により令和6年12月2日から被保険者証が廃止されることに伴い、所要の改正をするものでございます。

内容につきましては、新旧対照表により御説明申し上げます。

3 ページを御覧願います。

第13条中の「法」を「国民健康保険法（以下「法」という。）」に、「第9項」を「第5項」に、「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない」を「又は虚偽の届出をした」に、それぞれ改めるものでございます。

2 ページにお戻りいただきまして、附則といたしまして、この条例は令和6年12月2日から施行するものでございます。

また、経過措置といたしまして、この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によるものでございます。

以上で議案第57号の説明を終わります。

○議長（大関久義君） 提案者の説明が終わりました。

議案第58号 笠間市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（大関久義君） 日程第10、議案第58号 笠間市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第58号 笠間市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

本案は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正をするものであります。

内容につきましてはこども部長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大関久義君） こども部長深澤 充君。

〔こども部長 深澤 充君登壇〕

○こども部長（深澤 充君） 議案第58号 笠間市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案は、市条例の基準府令である児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、職員の配置基準の改正を行うものでございます。

内容につきましては、新旧対照表により御説明申し上げます。

3ページを御覧願います。

第29条第2項第3号及び第4号、小規模保育事業所A型を行う事業所において従事する保育士の数を定めた規定のうち、満3歳以上満4歳に満たない児童の職員配置基準を「20」対1から「15」対1に改めるものでございます。また、満4歳以上の児童の職員配置基準を「30」対1から「25」対1へ改めるものでございます。

次に、第31条第2項第3号及び第4号、小規模保育事業所B型を行う事業所の保育従事

者の数について、満3歳以上満4歳に満たない児童並びに満4歳以上の児童の配置基準を同様に改めるものでございます。

続きまして、4ページを御覧願います。

第44条第2項第3号及び第4号並びに第47条第2項、第3号及び第4号でございます。保育所型事業所内保育事業所及び小規模型事業所内保育事業所の職員の配置基準について同様に改めるものでございます。

2ページにお戻り願います。

附則といたしまして、本条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、議案第58号の説明を終わります。

○議長（大関久義君） 提案者の説明が終わりました。

議案第59号 工事請負契約の締結について

○議長（大関久義君） 日程第11、議案第59号 工事請負契約の締結についてを議題いたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第59号 工事請負契約の締結についての提案理由を申し上げます。

本案は、予定価格が笠間市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に規定する額を超えるため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては教育部長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大関久義君） 教育部長松本浩行君。

〔教育部長 松本浩行君登壇〕

○教育部長（松本浩行君） 議案第59号 工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

初めに、契約の目的でございますが、北川根小学校改修工事でございます。工事の概要としましては、校舎の長寿命化を図るための予防的な改修を目的とした屋根や外壁の全面改修のほか、太陽光発電設備の設置や照明のLED化など脱炭素化を図る工事などを行うものでございます。

次に、契約についてでございますが、8月2日に行った条件付き一般競争入札の結果に基づき、8月21日に仮契約を締結したところでございます。

契約の金額は5億380万円、うち消費税が4,580万円でございます。

契約の相手方は、水戸市けやき台2丁目13番地の2、コスモ綜合建設株式会社、代表取締役池田大輔でございます。

以上で議案第59号の説明を終わります。

○議長（大関久義君） 提案者の説明が終わりました。

議案第60号 茨城租税債権管理機構規約の一部変更に関する協議について

○議長（大関久義君） 日程第12、議案第60号 茨城租税債権管理機構規約の一部変更に関する協議についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第60号 茨城租税債権管理機構規約の一部変更に関する協議についての提案理由を申し上げます。

本案は、地方自治法第290条の規定により提出するものであります。

内容につきましては総務部長から説明をさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

〔総務部長 後藤弘樹君登壇〕

○総務部長（後藤弘樹君） 議案第60号 茨城租税債権管理機構規約の一部変更に関する協議について御説明申し上げます。

本案は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に伴い、森林環境税は令和6年度より個人住民税均等割の賦課徴収と合わせて1人年額1,000円を市町村が賦課徴収することとなったことから、茨城租税債権管理機構の規約の変更を行うもので、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものでございます。

内容につきまして、新旧対照表により御説明申し上げます。

3ページを御覧願います。

第3条第1項中、機構が共同処理する事務を定める部分で、「地方税に係る」部分を国税を追加し、「地方税及び国税に係る」に改めるものでございます。

2ページにお戻りいただきまして、附則といたしまして、この規約は令和7年4月1日から施行するものでございます。

以上で議案第60号の説明を終わります。

○議長（大関久義君） 提案者の説明が終わりました。

議案第61号 令和6年度笠間市一般会計補正予算（第3号）

議案第62号 令和6年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

- 議案第 6 3 号 令和 6 年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 6 4 号 令和 6 年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 6 5 号 令和 6 年度笠間市介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）
議案第 6 6 号 令和 6 年度笠間市立病院事業会計補正予算（第 1 号）
議案第 6 7 号 令和 6 年度笠間市水道事業会計補正予算（第 1 号）
議案第 6 8 号 令和 6 年度笠間市下水道事業会計補正予算（第 1 号）

○議長（大関久義君） 日程第13、議案第61号 令和 6 年度笠間市一般会計補正予算（第 3 号）から議案第68号 令和 6 年度笠間市下水道事業会計補正予算（第 1 号）の 8 件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

○市長（山口伸樹君） 議案第61号 令和 6 年度笠間市一般会計補正予算（第 3 号）から議案第68号 令和 6 年度笠間市下水道事業会計補正予算（第 1 号）の提案理由を申し上げます。

これらの議案は、一般会計のほか、特別会計 4 会計、企業会計 3 会計について補正予算を編成し、上程するものであります。

内容につきましては各担当部長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大関久義君） 総務部長後藤弘樹君。

〔総務部長 後藤弘樹君登壇〕

○総務部長（後藤弘樹君） 議案第61号 令和 6 年度笠間市一般会計補正予算（第 3 号）について御説明申し上げます。

1 ページを御覧ください。

令和 6 年度笠間市一般会計補正予算（第 3 号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6 億 897 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 353 億 9,841 万 3,000 円とするものでございます。

7 ページを御覧ください。

第 2 表、債務負担行為補正でございます。

笠間駅北口自転車駐車場・笠間駅北口駐車場指定管理料から、岩間学校給食センター調理業務委託まで11件につきまして、本年度中に契約事務を進める必要があることから、それぞれ債務負担行為を設定するものでございます。

8 ページを御覧ください。

第 3 表、地方債補正でございます。

1、追加は、市道整備事業債及び公共施設 L E D 照明改修事業債につきまして、事業費

の計上などに伴い、新たに設定をするものでございます。

9 ページを御覧ください。

2、変更は、市道整備事業債をはじめ5件につきまして、事業費の補正などに伴い、限度額を変更するものでございます。

次に、歳入歳出予算の主なものにつきまして、事項別明細書にて御説明申し上げます。

12ページを御覧ください。

まず、歳入でございます。

1 款市税、1 項市民税、1 目個人分1 億1,100万円の増は、市民の所得金額が増加したことにより、個人市民税所得割を増額するものでございます。

2 項固定資産税、1 目固定資産税2 億4,000万円の増は、木造家屋において物価変動を反映する再建築費評価補正率が想定よりも高くなったことや、償却資産の新規取得申告分が伸びたことによりまして、固定資産税現年度課税分を増額するものでございます。

13ページを御覧ください。

11款地方交付税1 億5,462万9,000円の減は、普通交付税の本年度の額の確定によるものでございます。

15款国庫支出金、2 項国庫補助金、1 目総務費国庫補助金2 億779万4,000円の増は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の増額が主なものでございます。

15ページを御覧ください。

16款県支出金、2 項県補助金、2 目民生費県補助金483万6,000円の増は、子ども・子育て支援交付金（延長保育）から（一時預かり）まで合計316万円の増額が主なものでございます。

17ページを御覧ください。

19款繰入金、2 項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金5 億7,588万5,000円の減及び2 目減債基金繰入金3 億5,221万6,000円の減は、市税の増額や繰越金などの確定に伴い、減額をするものでございます。

次に、歳出でございます。

今回の補正では歳出項目全体にわたりまして、4月の人事異動に伴う職員の人件費に係る補正をしております。また、生活保護費など令和5年度の実績に伴う国の返納金を計上してございます。

20ページを御覧ください。

2 款総務費、1 項総務管理費、22ページを御覧いただきまして、6 目企画費1,314万2,000円の増は、18節負担金補助及び交付金に、国の補助事業であります「ローカル10,000プロジェクト」を活用した地域経済循環創造事業補助金748万9,000円を計上するものでございます。

26ページを御覧ください。

3 款民生費、1 項社会福祉費、28 ページを御覧いただきまして、2 目障害者福祉費 4,272 万 9,000 円の増は、22 節償還金、利子及び割引料に、障害者自立支援給付費等国庫返納金 3,458 万 6,000 円を主なものとして計上するものでございます。

32 ページを御覧ください。

3 項生活保護費、1 目生活保護総務費 7,332 万 7,000 円の増は、22 節償還金、利子及び割引料に、生活保護費国庫負担金返納金 7,764 万 9,000 円を主なものとして計上するものでございます。

35 ページを御覧ください。

5 款農林水産業費、1 項農業費、36 ページを御覧いただきまして、6 目農地費 1,051 万 4,000 円の増は、次の 37 ページに移りまして、12 節委託料に、住吉大沢地区の団体営土地改良事業概算事業費を算出するための設計業務委託 1,006 万 5,000 円を主なものとして計上しているものでございます。

38 ページを御覧ください。

6 款商工費、2 項観光費、3 目観光施設費 2,905 万 9,000 円の増は、次の 39 ページを御覧いただきまして、18 節負担金補助及び交付金に国の臨時交付金を活用し、道の駅かさまに対し蓄電池・太陽光発電システムを導入するための補助金 2,100 万円を主なものとして計上するものでございます。

40 ページを御覧ください。

7 款土木費、2 項道路橋りょう費、2 目道路維持費 7,810 万円の増は、14 節工事請負費に、道水路維持補整備事業費 3,997 万 6,000 円の増額が主なものでございます。

45 ページを御覧ください。

9 款教育費、2 項小学校費、3 目学校建設費 1,105 万 1,000 円の増は、14 節工事請負費に職員室などのエアコンを更新する空調設備設置工事を計上するものでございます。

以上で令和 6 年度笠間市一般会計補正予算（第 3 号）の説明を終わります。

○議長（大関久義君） 保健福祉部長堀内信彦君。

〔保健福祉部長 堀内信彦君登壇〕

○保健福祉部長（堀内信彦君） 議案第 62 号 令和 6 年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について御説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 296 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 75 億 6,136 万 7,000 円とするものでございます。

内容につきましては、事項別明細書により御説明いたします。

初めに、歳入でございます。

6 ページをお開き願います。

3 款国庫支出金、1 項国庫補助金、2 目社会保障・税番号制度システム整備補助金 176 万円の増額は、12 月から被保険者証が廃止されることに伴うシステム改修費等に係る国庫

補助金を収入するものでございます。

次に、6款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金2,380万3,000円の減額は、前年度繰越金確定に伴い、財政調整基金の繰入金を減額するものでございます。

次に、7款繰越金、1項繰越金2,439万4,000円は、前年度からの繰越金でございます。

続いて、歳出でございます。

7ページをお開き願います。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費305万円の増額は、人事異動に伴う人件費分と、12月から被保険者証が廃止されることに伴う資格確認書の発行などのシステム改修業務委託料を補正するものでございます。

次に、1款総務費、2項徴税費、1目賦課徴収費72万6,000円の減額は、共同収納手数料負担金確定に伴い、補正するものでございます。

続いて、8ページをお開き願います。

7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還金48万5,000円は、前年度実績確定に伴う国への返納金でございます。

以上で議案第62号の説明を終わります。

続きまして、議案第63号 令和6年度笠間市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ162万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ12億1,562万5,000円とするものでございます。

内容につきましては、事項別明細書により御説明いたします。

初めに、歳入でございます。

6ページを御覧願います。

5款繰越金、1項繰越金162万5,000円は、前年度の繰越金を収入するものでございます。

続いて、歳出でございます。

7ページをお開き願います。

2款諸支出金、1項繰出金、1目一般会計繰出金162万5,000円は、収入した前年度繰越金について一般会計に繰り出しするものでございます。

以上で議案第63号の説明を終わります。

続きまして、議案第64号 令和6年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億7,431万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ80億5,531万4,000円とするものでございます。

内容につきましては、事項別明細書により御説明申し上げます。

初めに、歳入の主なものでございます。

6ページを御覧願います。

3 款国庫支出金、2 項国庫補助金、1 目調整交付金2,000円から、7 ページの7 款繰入金、1 項一般会計繰入金、3 目地域支援事業繰入金13万2,000円までの各項目における地域支援事業に係る増額は、介護予防・日常生活支援総合事業及び包括的支援事業・任意事業費の増額に伴い、国、県などから法定負担割合分についてそれぞれ収入するものでございます。

続いて、8 ページを御覧願います。

8 款繰越金、1 項繰越金1 億7,685万6,000円の増額は、令和5 年度の精算によるものでございます。

次に、歳出の主なものでございます。

9 ページをお開き願います。

1 款総務費、2 項徴収費、1 目賦課徴収費22万円の増額は、制度改正に伴う介護認定審査システム改修に係る費用を補正するものでございます。

次に、4 款地域支援事業費、2 項一般介護予防事業費6 万2,000円の増額は、シルバーリハビリ体操指導士養成講習会の追加開催などに係る事業費でございます。

次に、10ページをお開き願います。

5 款基金積立金、1 項基金積立金、1 目介護給付費準備基金積立金142万9,000円の増額は、令和5 年度の精算によるものでございます。

続いて、11ページをお開き願います。

6 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、2 目償還金1 億636万7,000円の増額は、令和5 年度の精算に伴う介護給付費などの国庫負担金、県負担金等の返還金でございます。

次に、4 項繰出金、1 目一般会計繰出金6,971万8,000円の増額につきましても、令和5 年度の介護給付費、事務費などの精算に伴うものでございます。

以上で議案第64号の説明を終わります。

続きまして、議案第65号 令和6 年度笠間市介護サービス事業特別会計補正予算（第1 号）について御説明いたします。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ296万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,396万1,000円とするものでございます。

内容につきましては、事項別明細書により御説明申し上げます。

初めに、歳入の主なものでございます。

6 ページを御覧願います。

4 款繰越金、1 項繰越金292万6,000円につきましては、前年度事業の精算に伴う繰越金を収入するものでございます。

続いて、歳出の主なものでございます。

7 ページを御覧願います。

3 款諸支出金、1 項繰出金、1 目一般会計繰出金292万6,000円は、前年度精算に伴い収

入した繰越金について、一般会計へ繰り出しするものでございます。

以上で議案第65号の説明を終わります。

○議長（大関久義君） 市立病院事務局長木村成治君。

〔市立病院事務局長 木村成治君登壇〕

○市立病院事務局長（木村成治君） 議案第66号 令和6年度笠間市立病院事業会計補正予算（第1号）につきまして御説明申し上げます。

1ページを御覧ください。

第2条、収益的収入及び支出でございます。

収入ですが、第1款病院事業収益に213万6,000円を追加し、総額を8億8,397万5,000円に、支出の第1款病院事業費用に1,961万7,000円を追加し、総額を10億82万円とするものです。

第3条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費でございます。

第4条は、他会計からの補助金の補正でございます。

収入及び支出の主なものにつきまして、補正予算に関する明細書で御説明いたします。

11ページを御覧ください。

収益的収入でございます。

1款病院事業収益、1項医業収益、3目その他の医業収益116万1,000円の増は、平日夜間・日曜診療受付におけるオンライン資格確認導入に伴う休日・夜間診療負担金の増額によるものです。

2項医業外収益、5目その他の医業外収益97万5,000円の増は、国の交付金を活用した社会保険診療報酬支払基金からの電子処方箋システム導入に係る補助金でございます。

12ページを御覧ください。

収益的支出でございます。

1款病院事業費用、1項医業費用、1目給与費1,427万円の増でございますが、医師の新規採用及び人事異動等に伴い、人件費を補正するものでございます。

13ページを御覧ください。

3目経費534万7,000円の増は、13節委託料で、平日夜間・日曜診療用オンライン資格確認及び電子処方箋のシステム構築に伴う増額補正が主なものでございます。

以上で議案第66号の説明を終わります。

○議長（大関久義君） 上下水道部長友部邦男君。

〔上下水道部長 友部邦男君登壇〕

○上下水道部長（友部邦男君） 議案第67号及び議案第68号について御説明申し上げます。

初めに、議案第67号 令和6年度笠間市水道事業会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

1ページをお開きください。

第2条は、収益的支出の予定額を補正するもので、支出の第1款水道事業費用、第1項営業費用を682万3,000円増額し、水道事業費用の計を17億1,501万2,000円とするものでございます。

第3条は、資本的収入及び支出の予定額を補正するもので、収入の第1款資本的収入、第2項他会計負担金を143万円増額し、資本的収入の計を12億9,736万2,000円とするものでございます。

次に、支出の第1款資本的支出、第1項建設改良費を1,203万1,000円増額し、資本的支出の計を16億9,586万5,000円とするものでございます。

2ページをお開きください。

第4条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を改めるものでございます。

それでは今回の補正の主な内容につきまして、補正予算明細書により御説明申し上げます。

12ページをお開きください。

収益的支出でございます。

1款水道事業費用、1項営業費用、5目総係費673万8,000円の増額は、本年4月の人事異動に伴う職員人件費等の増額でございます。

13ページをお開きください。

資本的収入及び支出でございます。

初めに、収入でございますが、1款資本的収入、2項他会計負担金、1目一般会計負担金143万円の増額は、消火栓設置工事負担金を一般会計から収入するものでございます。

次に、支出でございますが、1款資本的支出、1項建設改良費、1目事務費1,010万6,000円の増額は、11節備消耗品費で、災害や大規模な漏水事故による断水発生時に給水活動を迅速に行うための給水タンク及びこの給水タンクを運搬する車両の購入費を、また、2目施設改良費192万5,000円の増額は、27節工事請負費で安居工業地域内に新設する消火栓設置工事費が主なものでございます。

以上で議案第67号の説明を終わります。

続きまして、議案第68号 令和6年度笠間市下水道事業会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

1ページをお開きください。

第2条は、業務の予定量を補正するもので、（4）主要な建設改良事業ですが、污水管路建設事業を587万4,000円増額し、その計を2億5,052万5,000円に、また処理場建設事業を640万1,000円減額し、その計を1億9,306万8,000円に補正するものでございます。

第3条は、収益的収入及び支出の予定額を補正するもので、初めに、収入の1款下水道事業収益、1項営業収益を217万8,000円増額、2項営業外収益を2,593万9,000円増額し、

下水道事業収益の計を23億2,774万9,000円に補正するものでございます。

次に、支出の1款下水道事業費用、1項営業費用を2,839万8,000円増額、2項営業外費用を28万1,000円減額し、下水道事業費用の計を23億2,774万9,000円に補正するものでございます。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額を補正するものでございます。

その内容でございますが、2ページをお開きください。

収入の1款資本的収入、2項一般会計出資金を2万6,000円減額し、資本的収入の計を11億1,875万7,000円に、また、支出の1款資本的支出、1項建設改良費を52万7,000円減額、2項企業債償還金を113万3,000円減額し、資本的支出の計を18億4,582万7,000円に補正するものでございます。

第5条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を改めるものでございます。

それでは今回の補正の主な内容につきまして、補正予算明細書により御説明申し上げます。

14ページをお開きください。

収益的収入及び支出でございます。

初めに、収入でございますが、1款下水道事業収益の主なものといたしまして、2項営業外収益、3目一般会計補助金2,593万9,000円の増額は、一般会計からの補助金の額の算定見直しにより補正をするものでございます。

15ページをお開きください。

支出でございますが、1款下水道事業費用の主なものといたしまして、1項営業費用、1目污水管路費1,791万5,000円の増額は、道路改良工事に伴い既設マンホールのかさ調整や蓋交換工事を行うものでございます。

18ページをお開きください。

資本的収入及び支出の支出でございますが、1款下水道事業資本的支出、1項道路改良費、1目污水管路建設費587万4,000円の増額は、1節委託料として下水道全体計画見直しに係る基礎調査業務委託料及び、2節工事請負費として大湊地内ほかのマンホールポンプ更新工事費による補正が主なものでございます。

以上で議案第68号の説明を終わります。

○議長（大関久義君） 提案者の説明が終わりました。

散会の宣告

○議長（大関久義君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、9月3日午前10時に開会いたします。

本日は、これにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午後零時 0 0 分散会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する

笠間市議会議長 大 関 久 義

署 名 議 員 大 貫 千 尋

署 名 議 員 小 薮 江 一 三